

令和4年度第9回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年12月12日(月)午前9時30分～午前11時02分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中21名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、伊藤 良一、上田 正士、
小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、
恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、長尾 誠大、原田 好子、
藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 良男、
吉富 崇子

(2)欠席委員(3名)

井上 浩一郎、重國 誠司、山根 伊都子

(3)事務局

徳本局長・岸本参事・久保副主幹・竹中主任主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和4年度第9回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席21名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

海地 博志（かいち ひろし）委員 及び、

徳田 文雄（とくだ ふみお）委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、上小鯖、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は279アールとなります。

議案第2号、上小鯖、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は299アールとなります。

議案第3号、下小鯖、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は86アールとなります。

議案第4号、下小鯖、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は32アールとなり、山口市が定めた別段面積30アールに達しており

ます。

議案第5号、小郡下郷、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は194アールとなります。

議案第6号、徳地島地、有償移転です。

申請人は、周南市内に居住する者です。

取得後の経営規模は127アールとなります。

議案第7号、徳地串、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は81アールとなります。

議案第8号、徳地引谷、有償移転です。

申請人は、周南市内に居住する者です。

取得後の経営規模は34アールとなり、山口市が定めた別段面積30アールに達しております。

議案第9号は、議案資料8ページの議案第11号と同一の申請によるものですので、併せて御説明いたします。

議案第9号及び議案第11号、徳地伊賀地、阿東生雲東分、賃貸借権の設定です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は102アールとなります。

議案第10号、徳地伊賀地です。

申請人は、東京都千代田区に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地に営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権の設定を行うものです。

なお、農地法第3条による地上権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良俗に反するものでない場合に認められるものです。

また、この事案につきましては営農型太陽光発電設置に伴う権利の設定になりますので、許可日及び当該権利を設定する期間は支柱に係る一時転用期間と同じ期間になります。

議案第11号につきましては、先程御説明したとおりです。

議案第12号、阿東生雲東分です。

申請人は、東京都千代田区に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地に営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権の設定を行うものです。

この事案につきましては営農型太陽光発電設置に伴う権利の設定になりますので、許可日及び当該権利を設定する期間は支柱に係る一時転用期間と同じ期間になります。

議案第13号、阿東生雲東分です。

申請人は、東京都千代田区に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地に営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権の設定を行うものです。

この事案につきましては営農型太陽光発電設置に伴う権利の設定になりますので、許可日及び当該権利を設定する期間は支柱に係る一時転用期間と同じ期間になります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

営農型太陽光発電の分なのですが、3年ですよ、契約が。それはどうなるのですか。太陽光発電で、3年で元をとってやれるという訳でもないと思うのですが。

事務局

基本は3年となりますので、3年で一区切りとなりますので。もし次の計画がなければ撤去していただくように、原状回復の誓約書もいただいています。多くのものが3年で終わっても収支がとれないと思いますので、再申請して期間の延長をもう3年する、という形を繰り返されるものと思います。

B委員

5、6年前ですか、徳佐で営農型の発電が出ています。それが許可されて、その後の収量は3年ごとに申請してもらっていると思いますが、出ていますか。

事務局

報告は毎年してもらっています。なので毎年地域の平均的な単位収量の8割を下回らないことといったことは見えています。

阿東徳佐についてはしっかり毎年報告書も出していただいていますし、一度申請して満了したので再度申請して、延長されています。引き続き営農型太陽光発電をしますということで実施されています。

C委員

下の部分には何の作物が予定されているか。

事務局

このたびは全てサツマイモということで計画が上がっています。

D委員

他の所も全部ですか。

事務局

今回出ている阿東と徳地、どちらも耕作者は同じですが、すべてサツマイモで計画しているということで申請書が出ています。

E委員

議案の6ページと8ページは全く同じことが書いてある訳ですよ。これはあえてそういう風に書いてあると認識して良いのですか。

事務局

今回、徳地と阿東に地域が分かれています、3条の申請自体は一本でなされたので、同じことなのですが、二地区で協議会に諮ったので、便宜的にこういう書き方にしています。仰る通り、9号と11号は同じ議案ですので、許可書は一枚で出ることとなります。

F委員

9ページ、譲受人が同一の住所で、会社名が違いますよね。これは別々に営農をされるのですか。中身はどうなっていますか。

事務局

これは3条になっていますが、営農型太陽光のことですので、会社が別の太陽光パネルを設置して使わせてください、という申請になります。この会社が営農する訳ではございません。

F委員

これはどなたが営農するのですか。

事務局

Gさんです。9号、11号議案で出ているGさんが営農されます。

営農されるのは小林さんだけで、HとIは太陽光パネルを設置するだけです。

なので3条で出てきていますが営農する訳ではありません。権利をつける時に3条の区分地上権というものをつけなさいよ、という形で国から通知が出ていますので、3条という形になっています。

J委員

譲受人の名前が会社名ですね。

事務局

譲受人というか借受人の欄になります。なので全員、太陽光業者も耕作される方も借りだけで所有権の移転はありません。

営農する人もその土地を貸してください、そして太陽光発電をやる人もその土地を貸してくださいということになるので、全員「貸してください」という申請ですね。

F委員

同じ住所の中に業者が二社いるということですよ。事業形態というのはどうなっているのでしょうか。

事務局

法人格は二つありますが、事業形態までは分かりません。グループ会社かもしれませんが、法人格としては別ですので、別々での申請が出れば別で許可書を出さざるを得ないですし、別で審議せざるを得ない、といったところです。

K委員

営農型というのと従来の太陽光発電の決定的な違いというのはどこにありますか。例えばソーラーパネルを張っているところから作物を作るところまでの地上高が、作業に支障をきたさないように高いところに据えてあるとか、それから採光を考えてパネルとパネルの間が空けてあるとか、そういう違いがあるのですか。

事務局

遮光率を見たり、当然農作業に影響が出てはいけけないので。営農型の太陽光なので、あくまでメインは営農になります。ですから営農に支障が出る場合は許可できなくなるとお思います。

なので今言われたように一つの基準として基準高、パネルを設置するにしても地上から確か2m以上の所に設置して、作業に影響がないようにという通達が出ていたと思います。

当然遮光率、全部上を覆ってしまったら、ただの日陰になってしまうので、隙間をあけて間から日の光が入ってきて、完全にシャットアウトするものではない、というものが一般的です。そういったところで単位収量が8割確保できるように、例えばいくら上を空けていても結局日が当たらなくて、下に作物ができませんでした、という話になれば、その結果を受

けて、あくまでも報告という形にはなりますがその報告を受けて、どう判断するか、注意して続けてもらうのがベストなのか、やめてもらうのがベストなのかといった判断は、今後しなければならぬと思います。

あと決定的な違いと言えば、営農型太陽光はどこでもできます、やろうと思えば。今、一般的な太陽光、ただパネルを張るだけ、というものについては一種農地及び農用地区域では申請ができませんが、今回も農用地区域なのですが、一時転用の部類に当てはまりますので、営農型であれば計画にもよりますが、立地基準上はどこでもできるということになっています。

K委員

もう一つ。設計図というか青写真というか、計画書の内容で今仰られた点、例えば何の作物を作るからこの高さで良いとか、そういう点を確認されましたか。

事務局

太陽光発電ですから、申請書には平面図、立面図と、今回の場合はどの位の畝をどのように配置するのか、ということが示されています。これは二度目の申請なのですが、先月出てきた申請については、畝と畝の間が6m程度離れている所もあって、明らかに営農のためのものではありませんでしたので、そういったところを注意して一度返却しておりますが、今回はそういったところもしっかり、畝と畝の間も詰めて、太陽光ありきのものではなくて、営農もしっかりできるという、計画上は一応そういう風になっております。

K委員

もう一点お尋ねします。現在、阿東で米作りをやっておられる営農型というのがありますね。その方にお話を聞きますと、最初に設計したものをやり変えてもらった。それは何故かというと、ソーラーパネルの下側に機械が入らない。今頃のトラクターやコンバインは2m地上高では追い付かない。その方は現在、コンバインとトラクターと田植え機が入るようにしている。しかもソーラーパネル間の採光が不十分だということで、これもやり変えてもらったという話を聞きました。

今回の場合はそういうことがないように、きちんと営農型、下で作る作物によって高さが変わるかもしれませんから、よく確認をしてあげないといけないのではないかと思います。

事務局

今言われるように、今回一番高いのはトラクターということなので、トラクターの高さよりは太陽光の高さの方が高いというお話だったので、そういったところの話は問題ないということの確認しています。

E委員

サツマイモということですが、地域の単位収量というのは何をもって確認するのか。

事務局

阿東地域でもその話が出ていて、担当が農林水産事務所に確認するという話でした。

一応申請書上は、山口県内にサツマイモを作っている農家がありませんからということで、一番近い熊本県の単位収量を引っ張ってきた申請がついていて、そこからの8割。

その後担当がJAに聞いてみたところ、熊本の単収とJAの単収を比べると熊本の単収の方が上でした。そこからの8割は作れるということでした。

ただ、後は報告書が出てきてどう判断するか、ということになると思います。

E委員

かんしょ類は難しいから。まあ、これからということで。

D委員

8号議案。徳地の分ですが、転居先の住居に付随する農地を取得するとありますが、この住居は地図上でどこにあたりますか。

事務局

転居先の住居は位置図9ページの1718番1のすぐ西側、1719番を取得すると申請書に出ています。

会長

ほかに意見はございませんか。

今回の営農型太陽光は伊賀地なので私も担当地区なんですけれども、パネルそのものは低い方で2m、それから高い方で3m20cm位での設置ということになっています。そう

したことで、一応隣接者の方にもお伺いしましたけれども、すぐ近くの民家の方はあまり良い返事ではありませんでした。もう一人の、色々意見を言われる方ですが、物件が自分のものではないから、どうこう言う権限もないので仕方がないねということでした。しかし出来たときに反射熱、これに関しては何か事態が起きた時には報告するよ、ということ言われています。

色々こうした太陽光、時代とともに転用申請が出ておりますけれども、非常に隣接者、或いは周辺の方の御意見を聞きますと、やはり世代交代という一つの流れの中で、相続された方が現状を無視した形で太陽光に手を出されるというケースが非常に多いのだと思います。

ですから太陽光が出てきますけれども、隣接者に相談なくお父さん、お母さん時代の現状ではなく、外に一旦出ておられた方が相続の関係で帰られて、こういう太陽光という転用申請、或いは3条申請というものをやられておるような気がします。

我々農業委員としては板挟みの状態です。片方を立てれば、こういう申請書が出てきてちゃんとした添付書類があれば、受けざるを得ませんし、計画で隣接者に文句を言われれば、それはそれなりの御意見として聞かざるを得ない。でも農業委員会としては出された以上は審査する義務がありますので、総会にかけて許可するか不許可にするかを判断しなければならないという状況だろうと思っています。

そういうことで色々な形で話が出てきますが、その辺は皆さん方の地域で色々御相談等をいただきながら、こうした申請について慎重に話を進めていただきたいと思います。

私から見たら、相続した関係で、義理も人情ありません。それはもの凄く痛感します。一旦外に出られてまた家に戻られて相続されて、そういう人はそうした昔からの地元についての付き合いがないというのもありますけれども、義理人情がない、こういう時代になったのかな、という気がします。

今度の徳地の太陽光なんかは、一方的にやられて半分脅しにかかったような言い方をされたということで、非常にその方、隣接者の方は「私はここにおらん、転居する」ということも言われました。非常に難しい問題だと思いますけれども。

会長

他になれば、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案10ページをお開きください。合わせて、参考位置図13ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

なお、このうち議案第26号につきましては、川東地区協議会において「許可しないことが適当」という審議結果になっておりますので、後ほど別に御説明いたします。

議案第14号、仁保下郷、農用地区域内の農地で、農用地区域除外後は公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地となる農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後の施行といたします。

議案第15号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第16号、大内千坊五丁目、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第17号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第18号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第19号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第20号、維新公園五丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第21号、吉敷下東四丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するということでしたが、こちらの議案については、申請地北側の赤線青線を用途廃止し、申請地と合わせて宅地分譲地を整備するという計画となっておりますが、担当課へ確認したところ、用途廃止するには北西側の農地を転用して取得する必要があるとのことでした。

そのため、この議案単独では、事業ができない、といったところで、申請代理人に確認したところ、北西側の土地を開発する計画があるということでしたので、来月そちらの方と合わせて審議してほしいということでしたので、保留とするものです。

参考位置図の18ページを御覧ください。申請地の北西側に大きく開いた農地が2枚あります。こちらの農地を現在使っているので用途廃止ができないということです。廃止しようとするば、ここを取得して、この水路を使っている人が一人の名義人にならないといけないうことで、これだけの単独申請では事業が不可能ということでしたので、保留となります。

議案第22号、黒川、公共施設に比較的近い第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行いたします。

議案第23号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第24号、周布町、用途地域内の第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第25号、朝田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第26号につきましては、後ほど別に御説明いたします。

議案第27号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、キャンプ場を整備するものです。

議案第28号、嘉川、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築し、また貸駐車場を整備するものです。

議案第29号、嘉川、公共施設に近い第3種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第30号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第31号、佐山、集团的に存在する第1種農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては第1種農地を対象とする農地転用ですが、自己用住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第32号、佐山、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第33号、阿知須、公共施設に比較的近い第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第34号、徳地堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地で、道路を拡幅するものです。

議案第35号、徳地堀、公共施設に比較的近い第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第36号、徳地堀、公共施設に比較的近い第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第37号、徳地伊賀地、農用地区域内の農地に、営農型太陽光発電設備を設置するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、3年以内の一時的な転用であり、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないことが認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、一時転用ですので、申請人からは令和7年12月20日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第38号、阿東生雲東分、農用地区域内の農地に、営農型太陽光発電設備を設置するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、3年以内の一時的な転用であり、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないことが認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、一時転用ですので、申請人からは令和7年12月20日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第39号、阿東生雲東分、農用地区域内の農地に、営農型太陽光発電設備を設置するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、3年以内の一時的な転用であり、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないことが認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、一時転用ですので、申請人からは令和7年12月20日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、議案第21号を除き、申請書に記載され

た内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案第21号及び26号を除いた議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

E委員

地図の24ページですが、キャンプ場を作るということですが、対象の範囲はここに書いてある農地だと思いますが、周りが全部黒で囲んであります。ここまでキャンプ場の敷地だと認識してよろしいですか。

事務局

申請地は真ん中だけですが、一体利用地はこの黒の大枠で囲んである所、なので南は海側まで、北は隣接する道路まで一体でキャンプ場で運営を行うという申請になっています。

E委員

この中に池があります。これは埋めるということですか、それともこれをどのように取り込む計画なのですか。それと、周りにこのことで影響がないのですか。

事務局

確かに一体利用地の東側にため池がありますが、ため池につきましては一体利用地から外れています。ですからため池については触らないという計画です。

J委員

現地確認をしました。御指摘のように池がありますが、微かに水がある程度で、ここはそのまま置かれてキャンプ場として、池もまた後ろに流れる予定はないものとして確認をしま

した。

ただ、ここの四角になっておりますところ、たくさんの木も生えていますし草もありますが、ここを利用活用されていく、この真ん中の申請が出ていた田、ここを更地、平地にしてキャンプ場にして皆さんに活用していただくというのは、私個人の考えとすればとても素晴らしいと思います。

ビーチも個人の砂浜ということなので、この隣にビーチがありますが、ここも海水浴場ではありますが、ここも少しずつ皆さんに御利用いただきたいということで、とてもこれからの環境と言いますか、皆さん方が秋穂に来られても楽しんでいただけるような設備をしてらっしゃいます。

その隣に今度キャンプ場ができるということになれば、ここも開けてみんなで楽しんでいただけるような土地になるのではないかと思います。

きちんとした設備をされるような話も伺いましたので、ここの田は大変荒れていますが、きれいにされて活用していただくのは、賛成しています。

そして水の方も農業用水路を利用して水を流すということでしたので、こちらも問題ないのではないかという話になり、了解したものです。

会長

特にないようでございますので、以上で、議案第26号を除く、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第21号については保留となりますので、議案第21号を除き、すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第14号、議案第31号、議案第37号、議案第38号ないし議案第39号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、議案第26号について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案17ページをお開きください。合わせて、参考位置図23ページを御覧ください。

議案第26号、鑄銭司、集団的に存在する第1種農地に隣接する、ブロック擁壁の補強対策を行うため、押さえ盛土と土留^{つちどめ}擁壁を設置するものです。

先月の総会にて、審査保留となり、追加資料の提出を申請者に求め、地区協議会で再度協議した結果、不許可相当との結論に至っております。

不許可理由としましては、ブロック擁壁の補強対策を目的とするならば、擁壁の設置を検討すべきであるところを、盛土を選択したことが一般的とは考えられず、農地転用の面積として、妥当性を欠いているとの意見でした。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、議案第26号の議案審議に入ります。只今事務局より議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

L委員

前回出たものと全く同じもので、変更なしということで出てきましたので、地区協で審議した結果、このままではどうしても敷地拡張というニュアンスが強いですね、ということで少しでもどうかかならないか、と本人に事務局で再度協議していただいて、その結果において本人が取り下げるように地区協から依頼してみたのですが、事務局も難しいということで、今回ここに上がってきたものと思われまますので。前回と変わらないのであれば、今回、地区協としては駄目だという結論に達しておりますので、ここで審議していただいて、その結果で本人と協議していくことになろうかと思います。

E委員

前回、理由をつけて相手の司法書士さんとかに伝えたんでしょうね。それに対して変えるところは全然ないということで上がってきたということですね。

事務局

前回の総会の内容としては、一般的な工法ではないと思われるというところと、5mなら5mで、その危険性があるからこれだけ必要なんですよ、というところを求めました。なので

詳しい話、なぜこれだけ必要なのかというところでの資料を出していただけないか、という話をしたようです、担当が。

ただ、それに対する回答というのが前回出してもらったものとそれほど変わらないということで、中々地区の委員さんの理解を得られなかったというところもあって、今回の不許可になっています。

会長

他にございませんか。他の地区の方は現地について分かりにくいと思いますので、地元で現地確認、協議された結果で不許可という結果になっていますが。

B委員

現地を確認していませんので、地元の委員が「これは不適當」ということであれば、そうする他はないと思います。そういうところはどうでしょうか。

事務局

私も川東の地区協議会に同席しました。地区の委員さんが現地を確認されて、今回一つの理由として、コンクリートブロックをつけたらお金が高いよ、という話がありましたが、ただお金が安いから良いということにはならないので、危険性・緊急性等を見て、それに対する今回の措置がどうか、といったところはしっかり審議していただいて、地区協としても結果として不許可といった形になりましたので、私が同席した中で「これは許可で良いのではないか」という話は出ていなかったのも、皆さん概ね地区協の意見に賛成をいただいているものだと思っています。

会長

私もこの書類を見していますが。やはりブロック擁壁が崩れるということで補強対策をするのであれば、ブロックの擁壁を改良される方が妥当だと思っています。

まあ、5mという良好な土地が何故必要か、という、その辺が申請者の方も明確な説明ができないのだろうと思います。

申請者の方は再度施工の方法というものを再検討されるのが一番良いのではないかと思います。

L委員

今回、事務局の方から、本人とその辺りの状況等を協議されたのでしょうか。

事務局

地区の担当者はその辺りの協議を続けていると思います。当然、前回の地区協で「こういった理由で許可がおりませんでした」という話はしていますので、それに対するもの、地区協の委員さんには地区協の際に資料をお配りして、結局前回とあまり変わりがなかったというお話をしています。

なので担当者がアクションを起こして、その返答が返ってきたのですが、それ程変わるものではなかった。そしてこちらが詳しく聞きたかったところというのが網羅されていなかったというところで、委員さんに判断してもらったものです。

ですから、担当者は今月の地区協で不許可になっていますよ、という話はしていると思いますが、取下げが出ていないので、このまま審議しなければいけないというのが現状です。

会長

御意見はありませんか。それでは、議案第26号について採決を行います。「不許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【意見挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました議案第26号については、「不許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案25ページをお開きください。合わせて、参考位置図36ページを御覧ください。

議案第40号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発

電設備を設置するものです。

この事案につきましては、令和2年7月28日付で、太陽光発電設備を転用目的とした農地法第5条に基づく許可を受けましたが、電気部材等の納入遅延により工事が一時中断したことから、事業期間の延長を行うものです。

以上の事業計画変更については、許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められ、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

会長

以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更については「承認」といたします。

続きまして、相続税の納税猶予適格者証明についての審議を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案26ページを御覧ください。合わせて参考位置図37ページをお開きください。

申請地、申請人、申請内容等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第41号、朝田、用途地域内の第3種農地、及び公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。

相続税の納税猶予適格者証明については、以上です。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました納税猶予適格者証明について、委員の皆さんから意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

それでは、特に意見がないようですので、採決を行います。

納税猶予適格者証明について、証明書を発行することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました納税猶予適格者証明に係る申請については、証明書を発行することといたします。

続きまして、空き家附随農地の指定についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開きください。合わせて、参考位置図40ページを御覧ください。
空き家附随農地の指定申請について説明いたします。

議案第42号、空き家及び農地の所在は秋穂二島、空き家附随農地の面積は1筆、456㎡です。

申請地の取得予定者は、市内に居住する個人です。

申し訳ありません、資料の訂正をお願いします。じゃがいも、さつまいもとありますが、今後耕作される見込みのない申請地を取得し、キャベツやキュウリなどの栽培を行うこととされています。

申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、事務取扱要領の第4条に規定する要件の全てを満たしております。また、各地区協議会で協議した結果、別段面積の適用を受ける農地として指定することについて、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

C委員

この方は住所が平井になっていますが、通勤農業をするのですか。

事務局

今回は空き家付随農地ですので、位置図の中心の辺りに「対象空き家」と書いてあるところがあります。そこを購入して住まれますので、こちらに住んで近い所を耕作するというものです。

会長

以上で空き家附随農地の指定に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。別段面積を適用することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました空き家附随農地に係る議案については、別段面積を適用することといたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案28ページをお開きください。

議案第43号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計202筆 189,776㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画

について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。

議案第44号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、合計177筆 159,872㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

F委員

鋳銭司の対象地は圃場整備ですか。

事務局

記憶で申し訳ありませんが、恐らく圃場整備地です。

F委員

43号と44号で両方同じものが上がっているから。

事務局

圃場整備地で、そのまま転賃がかかって法人に移るものだと思います。なので筆数と面積が同じになります。

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。合わせて、参考位置図41ページを御覧ください。
議案第45号から議案第47号について、一括で説明いたします。

中央地区1件、川西地区1件、阿東地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第45号、議案第46号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第47号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。11月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

今回の分は先月のLTPの不許可についても適当ということで回答をいただいています。報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

M委員

営農型の太陽光発電というものを実際に見たことがないんですよね。できたら農業委員会で研修というか、何かあるとよいと思いました。

見たことのない話をしているので実際どういう状態なのかということも知りたいですし、実際にされている人の話も聞いてみたいと思いました。

検討していただけると良いのですが、勿論希望者だけでも結構です。よろしくお願いいたします。

事務局

今すぐ何かできる、とお答えできなくて申し訳ありませんが。

M委員

また検討していただければ。

会長

事務局とも相談しながら、また対応してまいりたいと思います。

K委員

営農型であれば行ってみたい。

会長

営農型が今、阿東と徳地に出ています。今現在、阿東で一か所やっておられますけれども、そういったものも含めて、事務局と相談して、また皆様に連絡したいと思います。

A委員

阿東でNさんがやっている、あれは補助金もらってやっているはずですよ。水稻をされていると思います。そして必ず報告書・実績書が出ているはずですよ、補助金もらっているから。

もし行くのであれば、収穫前が一番良いと思うんですよ。よく分かると思います。植えたばかりの時を見ても成果は分からないし、植える前に行ってもどうにもならないから。そういう風なデータももらいながら見に行ったら、勉強になるのではないかと思います。

会長

それは一つの宿題として、皆さんが参加できる、良い時にできればと思います。

他にありませんか。

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和4年度第9回山口市農業委員会総会議事録である。

令和4年12月12日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 海地 博志

署名委員 徳田 文雄

記 録 者 久保 謙一郎